保証委託契約書

●●（以下「甲」という。）及び保証人になろうとする者である保証会社○○（以下「乙」という。）は、本日以下のとおり保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条

甲は、甲が債権者✕✕(以下「丙」という。)に対して負担する以下の債務（以下「本件

債務」という。）を、乙が保証することを委託し、乙はこれを受託した。

記

契約日　令和〇年〇月〇日

元金　　○○円

利息　　年〇%

利息の支払方法

返済期日　令和●年〇月〇日

遅延損害金利率　年〇%

第２条

１乙が、丙に対して第１条に基づき本件債務の保証(以下「本件保証」という。)を履行したときは、乙は甲に対する求償債権を取得し、甲は乙に対しただちに当該求償債権の全額を支払わなければならない。

2 甲は、前項の求償債権につき、前条の保証債務の履行日の翌日から乙の甲に対する求償債権の完済に至るまで、本件債務の遅延損害金利率と同じ年○%の割合による遅延損害金を、乙に対して支払う。

第３条

乙は、甲に対し、乙と丙との間で本件債務にかかる保証契約を締結するとき、その時点における下記事項について、甲に通知する。

⑴　乙の財産及び収支の状況

⑵　乙が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

⑶　乙が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第４条

甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、本件保証の

履行前であっても、甲に対し事前に求償権を行使することができる。

(1) 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。

(2) 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に丙が甲に許与した期限は、乙に対抗することができない。

⑶　乙が過失なく丙に弁済すべき旨の裁判の言渡しを受けたとき

　　　・・・・・

第５条

本件保証に関する委託手数料は、金○○円とする。

2　甲は、前項の金額を、本契約の締結と同時に、乙へ支払う。

第６条

甲及び乙は、本契約に定めのない事項については、別途協議して解決を図るものとす

る。

第７条

本契約に関して生じた紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和〇年×月×日

甲　　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

　　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　印